

第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案に関する パブリックコメントの実施結果について

現在、令和 2 年度から 6 年度を計画期間とする「第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画（以下、「計画」という。）」の作成を進めていますが、このたび、計画素案についてのパブリックコメントを実施しましたので、その結果についてご報告します。

1 計画の主な検討状況及び今後のスケジュール

令和元年 9 月 12 日	第 3 回市会定例会において、計画素案（案）の検討状況を報告
10 月 8 日	横浜市子ども・子育て会議において、計画素案（案）を検討
10 月 17 日 ～11 月 15 日	計画素案に関するパブリックコメントの実施
12 月 12 日	第 4 回市会定例会において、計画素案に関する パブリックコメントの実施結果を報告
12 月 24 日	横浜市子ども・子育て会議において、パブリックコメントの実施結果 の報告及び計画原案（案）を検討
令和 2 年 2 月	第 1 回市会定例会において、計画原案を説明
3 月	計画策定

2 実施概要

(1) 実施期間

令和元年 10 月 17 日～11 月 15 日

(2) 周知方法

ア 素案冊子及び概要版の配布

市役所、区役所、地域子育て支援拠点、青少年育成センター、地域ケアプラザ、地区センター、区民活動支援センター、市立図書館、各区社会福祉協議会、等において配布、閲覧に供しました。あわせて、関係機関・施設へ、パブリックコメントの実施について周知を行いました。

イ 関係団体への説明

町内会連合会、民生委員児童委員協議会、主任児童委員連絡会、青少年指導員連絡協議会、PTA 連絡協議会、私立保育園園長会、幼稚園協会、地域子育て支援拠点、社会福祉協議会等へ、素案及びパブリックコメントの実施について説明を行いました。

ウ 市ホームページ及び広報よこはま（10 月号）への掲載

エ 子ども・子育て支援フォーラムの開催（令和元年 11 月 10 日）

パブリックコメントの実施にあわせてフォーラムを開催し、計画素案の説明やパブリックコメントの周知、子ども・子育て支援に関する基調講演等を行いました。

3 意見募集結果 <速報版>

市民の皆様から、227 通、1,400 件のご意見が寄せられました。

(1) 提出方法

提出方法	通数
電子メール	95
はがき	121
F A X 等	11
合計	227

(2) 年代別意見数

年代	意見数
19歳以下	23
20歳代	28
30歳代	335
40歳代	330
50歳代	128
60歳代	26
70歳以上	18
無回答	512
合計	1,400

(3) 項目別意見数

項目		意見数
計画全般に関すること		257
施策体系と事業・取組に関すること		1,024
基本施策 1	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までも切れ目のない支援	258
基本施策 2	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進	139
基本施策 3	若者の自立支援施策の充実	30
基本施策 4	障害児への支援の充実	150
基本施策 5	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	151
基本施策 6	地域における子育て支援の充実	127
基本施策 7	ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力（DV）への対応と未然防止	46
基本施策 8	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	44
基本施策 9	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進	79
その他		119
合計		1,400

※ 独自に市民の皆様からの意見を集めてご提出いただいたグループがあり、1 通：686 件として集計しています。

(4) 頂いた主なご意見

ア 計画全般に関すること

- 年齢等で支援の切れ目があるように感じられる。子どもが成長して学齢期、若者となっていくことを見据えた事業展開としてほしい。
- 子育て中は情報を得るのが大変で、冊子をもらっても埋もれてしまう。アプリなどで一度に地域の様々な子育て情報が得られ、親同士も情報交換ができると良い。
- SNSなどの活用による子育て関連の相談の実施を検討してほしい。相談の入口の垣根は低く、その上で肝心の相談は人が丁寧にを行う仕組みにすべき。
- 子育てにかかる経済的な負担が大きいため、支援を充実してほしい（0歳からの保育所等の無償化、小児医療費助成の拡充、各種減免制度の拡充など）。
- 子育ての負担が大きい多胎児・多子育児家庭について、産前産後の支援や外出支援などの支援を充実してほしい。また、外国につながる子どもとその家庭への支援の充実が必要である。
- 年齢関係なく多くの子どもが出入りできて、天候に左右されずに、温かく見守ってもらいながら遊んだりできる場所が少ない。

イ 施策体系と事業・取組に関すること

基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

- 0歳から1歳のいわゆる保活の激化により、子育てを優先したくても復職を急ぐ現実がある。子育て期の多様な働き方に応じて、必要な時に保育所等に預けられるよう、数や場を確保してほしい。
- 保育士の確保や定着に向け、子どもと関わる保育士の重責への理解と、安心して乳幼児を預けられる環境を確保するためにも、保育士の処遇や働き方の改善にも取り組んでももらいたい。
- 保育所等で、発達障害など個別援助を要する子どもの受入れが増えている。職員体制の充実とともに、一人ひとりの発達を理解し関わることのできる保育技術の向上等が必要である。
- 保護者が安心して働けるよう、身近な場所での病児・病後児保育の枠の拡充が必要である。また、保育所の一時保育は空きがなく利用が難しい。困ったときに利用できる場を増やすとともに、利用手続きも改善してほしい。

基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

- 放課後キッズクラブは、子どもが同じ学校内で安心して放課後を過ごせる居場所であり、全校展開は良かったと思う。情報共有等を含めてキッズクラブと学校の連携を更に図ってほしい。
- 放課後児童クラブは保護者同士や地域とのつながりが感じられる、家庭的な場となっている。キッズクラブと児童クラブの双方の特徴を踏まえつつ、安定した運営ができるよう支援してほしい。
- 施設や設備の拡充、職員のスキルアップや処遇改善を含めた体制の強化など、キッズクラブと児童クラブの質の確保に向けた事業の充実を図ってほしい。
- 学齢期の子どもや青少年期において、家庭と学校以外の多くの居場所があるとよい。青少年の地域活動拠点の拡充やプレイパークへの支援の充実も含め、地域の多様な大人との出会いや交流、様々な体験活動などを通じて、安心して過ごせる場を作ってほしい。また、青少年の地域活動拠点などを活用した、親の学びの場、親同士が悩みを話せる場なども必要である。
- 貴重な経験ができる場、様々な大人や他校の生徒と交流できる場があることに感謝している。青少年のための施設は、健全育成に貢献していると思う。

基本施策3 若者の支援施策の充実

- ひきこもりの高齢化に対する予防的な意味でも、ニーズが高い事業・取組と思う。しかし、情報が十分に届いておらず、また、支援内容がわかりづらく利用につながりづらいのを感じる。
- 支援機関とのつながりやすさの工夫と、社会に出る意欲が湧いてきたときに、学習や就職等の希望に応える適切な助言や支援を行う場、機会の充実を図ってほしい。
- 不登校をきっかけにひきこもり状態になる場合もあり、多様な地域の居場所が必要である。地域の居場所に来られたことを歓迎する温かな眼差しによって、地域社会と青少年、若者をつなぐことができると思う。

基本施策4 障害児への支援の充実

- 障害児の発達・成長のためには、サービス利用と家庭での過ごし方のバランスが必要であり、適切なサービス利用を見立て、促す障害児相談支援事業所の充実が必要である。
- 障害児の保護者が孤立しないよう、子どもの発達の各段階で相談できる専門機関の充実や、当事者同士の場等の情報提供など、保護者の悩みに寄り添った支援が増えると良いと思う。
- 放課後等デイサービスなどの通所支援事業所の質の向上は早急に対応すべき。
- 医療的ケアの必要な子どもなどが、地域で生活するために必要な社会資源を総合的にコーディネートする支援が必要である。

基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

- 夫は育休を取得できず、実家も遠方で頼れず、産後母子ケア事業、産前産後ヘルパー派遣事業を利用した。この事業がなかったらここにはいなかったのでは、というぐらい助けていただいた。産前産後の母子が孤立することのないよう拡充してほしい。
- 産前産後の母親が、安心してゆったりとした気持ちで赤ちゃんを迎え世話ができるように、同じ人が継続的に様子を見て、話を聞く体制を作って欲しい。
- 生まれる前から両親教室や父親教室で、母親の心身の変化や産後うつの可能性、子どもの発達などについて一緒に学ぶ機会を増やすとともに、父親も参加しやすいように平日夜間や土日にも実施すべき。
- 出産をして子育てをし始めて大変さを痛感し、相談する相手もいなくてネット等でやっと調べるといふ母親がいることを知って欲しい。

基本施策6 地域における子育て支援の充実

- 親子が気軽に行けて、子どもを見てもらえたり、安心して相談できたりする場が重要だが、身近な地域で歩いて行けるところに、そのような場がまだ少ないと感じる。また、働く子育て家庭が、土日や仕事帰りに子連れで気軽に行ける、地域での子育て家庭同士の交流の場や機会もあるといいと思う。
- マタニティの頃から地域に居場所を見つけられると、産後に孤独感を味わうことが少なくなる。
- 若いうちから小さな子どもに接したり、子育て中の親の話を聞く機会を持ったりすることで、自分が親になった時、また地域の大人として、子どもに対して温かく寛容な心を育むことができる。
- 乳幼児一時預かり等の必要性はますます高まっており、量を拡充すべき。また、空き情報をネットで確認できるなど利用しやすい仕組みも検討してほしい。

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力（DV）への対応と未然防止

- ひとり親になる前の早い段階からの、相談支援の仕組みが必要。
- 就労したらそれで終了ではなく、その後も安心して働けているか、困っていることがないかなどの継続的な支援が必要である。また、子ども自身の支援や男性のひとり親支援にも、もっと力をいれるべき。
- 自分がDVの被害者という認識がない、更なる暴力への恐怖から誰にも相談できないなど、表面に現れにくいDVがあるという認識を持った上での施策が必要である。

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

- 虐待死の根絶が目標となっているが、死亡に至らなくても重篤なケースや精神的な虐待もあるため、予防的な視点や、こどもの命だけでなく、人権も守っていくことを踏まえて取り組むべき。
- 児童虐待がありそうな家庭へ、地域の見守り、目がもっと増えるように、虐待の早期発見ができる地域の繋がりをつくる必要がある。
- 里親等の推進には、これまで以上に、普及啓発の取組や里親へのサポート体制の充実が必要である。
- 児童養護施設等を退所する子どもの継続支援計画の作成に、周囲の大人が関わるのは頼もしい。子どもが社会に出て、思い通りに行かず困難に直面した時、相談ができる関係性を築いてほしい。

基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進

- 誰もが無理なく働きながら、子育てするのが当たり前になってほしい。それぞれが自分の状況や希望に合った働き方や子育ての仕方を選べるようになってほしい。
- 父親がもっと育児に参画し、家族が互いに協力しあって子育てができるとより良い環境となる。
- 在宅ワークの推進やシェアオフィス施設の充実など、女性だけでなく、男性も含めた通勤時間の短縮と、子育てを無理なく両立できる環境づくりが必要である。
- 歩道が狭いところがあり真横を車が走るなど、ベビーカーでのお出かけに気を遣う。子どもを連れて歩くのにもっと歩きやすい道だったら良いと思う。

【参考】計画素案について

(1) 計画の趣旨・位置付け

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、本市の子ども・青少年施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な支援を推進

(2) 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間

(3) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、若者の自立支援については39歳までを対象にするなど、施策の内容により、柔軟な対応を行う。

(4) 施策体系

3つの施策分野と9つの基本施策により、計画を推進

施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる（子ども・青少年への支援）

基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

基本施策3 若者の自立支援施策の充実

基本施策4 障害児への支援の充実

施策分野2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる（子育て家庭への支援）

基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

基本施策6 地域における子育て支援の充実

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる（社会全体での支援）

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画

素案（概要版）

計画期間：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

【パブリックコメント】みなさまのご意見をお寄せください

募集
期間

令和元年 10 月 17 日（木）から
令和元年 11 月 15 日（金）まで

目 次

第 1 章	横浜市子ども・子育て支援事業計画について	1
第 2 章	子ども・青少年や子育てを取り巻く状況	1
第 3 章	本市の目指すべき姿と基本的な視点	2
第 4 章	施策体系と事業・取組	2
施策分野 1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる		
基本施策 1	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	3
基本施策 2	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進	4
基本施策 3	若者の自立支援施策の充実	5
基本施策 4	障害児への支援の充実	6
施策分野 2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる		
基本施策 5	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	7
基本施策 6	地域における子育て支援の充実	8
基本施策 7	ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止	9
施策分野 3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる		
基本施策 8	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	10
基本施策 9	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進	11
第 5 章	保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策	12
第 6 章	計画の推進体制等について	14

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

- ◆ 子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、本市の子ども・青少年施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な支援を推進します。
- ◆ 計画期間は令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。
- ◆ 計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね 20 歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、若者の自立支援については 39 歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。

第2章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況

1 人口や少子化の状況

- ◆ 出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率は全国水準よりも低い水準で推移するなど、依然として少子化が進行しています。

2 家庭の状況

(1) 世帯状況の変化

- ◆ 本市の総世帯数は増加している中、子どもがいる世帯の割合は減少しています。
- ◆ 三世帯同居の減少や核家族化などによって、家族の規模が小さくなっています。

(2) 就労状況の変化

- ◆ フルタイムで就労している母親の割合が増えており、共働き世帯の割合が上昇傾向にあります。
- ◆ 今後就労したいと考えている母親の多くはフルタイム以外の就労を希望しています。

(3) 子育ての不安感・負担感

- ◆ 「妊娠中」や「出産後、半年くらいの間」に、子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったことがある人の割合が増加しています。

3 地域・社会の状況

(1) 地域のつながりの希薄化

- ◆ 地域において比較的親密な付き合いをしている人が少ない状況です。しかし、比較的親密な付き合いをしている人ほど子育ての満足度が高い傾向にあり、地域のつながりづくりは重要な視点となっています。

(2) 情報化社会の進展

- ◆ 子どものインターネット利用の早期化とともに、SNS などによるトラブル、長時間の利用による生活の乱れ、犯罪被害など、様々な問題が指摘されています。

(3) 国際化の状況と多文化共生

- ◆ 外国人人口が 10 万人を超えるなど増加傾向にあり、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要になっています。

(4) 困難を抱える子ども・青少年の状況

- ◆ いじめ、暴力、不登校、ひきこもり、虐待、貧困等、子ども・青少年が直面する課題の背景には、経済的困窮だけではなく、社会的孤立や障害・疾病など、様々な状況が複雑に絡み合っています。

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、
豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を
育むことができるまち『よこはま』

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の6つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

「子ども・青少年にとって」
の視点での支援

全ての子ども・青少年の
支援

それぞれの成長段階に応じ、
育ちの連続性を大切にする
一貫した支援

子どもの内在する力を
引き出す支援

家庭の子育て力を
高めるための支援

様々な担い手による
社会全体での支援
～自助・共助・公助～

第4章 施策体系と事業・取組

「目指すべき姿」と「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、子ども・青少年への支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、3つの施策分野と9つの基本施策により、計画を推進します。

施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

基本施策3 若者の自立支援施策の充実

基本施策4 障害児への支援の充実

施策分野2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる

基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

基本施策6 地域における子育て支援の充実

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進

基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

現状と課題

- ◆ 人間形成の基礎をつくる乳幼児期には、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねることが大切です。
- ◆ 多様な保育・幼児教育施設が幼児教育・保育の無償化の対象となることから、全ての施設が質の高い乳幼児期の保育・教育を実践することが求められています。
- ◆ 小学校以降も、それまでの育ちと学びを踏まえ、長期的な視点で成長過程を見通し、連続性・一貫性を保障することが求められています。
- ◆ 保育所等を利用したいというニーズは高まり続けています。世帯状況の変化や就労状況の変化によるニーズの多様化に合わせた取組が求められています。
- ◆ 保育需要の高まりに合わせて、保育士等の保育・幼児教育を担う人材の確保が急務となっています。

目標・方向性

- (1) 子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保
- (2) 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続
- (3) 保育・幼児教育の場の確保
- (4) 保育・幼児教育を担う人材の確保
- (5) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

☆ 指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
保育所等待機児童数	46 人【平成 31 年 4 月】	0 人
園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合	20%（累計）	51%（累計）

主な事業・取組

- ◆ 園内研修・研究の推進
- ◆ 保育・教育施設に対する巡回訪問
- ◆ 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続
- ◆ 保育・幼児教育の場の確保
- ◆ 保育士宿舎借上支援事業
- ◆ 就職面接会及び保育所見学会事業
- ◆ 保育所等での一時保育
- ◆ 病児保育事業、病後児保育事業
- ◆ 保育・教育コンシェルジュ事業

基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

現状と課題

- ◆ 学校・家庭以外の第三の場所における多様な交流や体験の機会を創出することで、子ども・青少年の創造性・自主性・社会性を育んでいくことが大切です。
- ◆ 子どもが小学校へ入学した後も就労を継続したり、または就労し始めることができるよう、放課後の安全で安心な居場所を確保することが必要です。
- ◆ 小学生の放課後の時間は、社会性の取得や発達段階に応じた主体的な活動ができる場としていく必要があります、質の向上が求められています。
- ◆ 放課後キッズクラブや放課後児童クラブの職員の専門性が求められるとともに、学校との連携を一層図る必要があります。
- ◆ 地域全体で子ども・青少年を見守り、課題を抱え込む前の段階で予防的な支援に取り組むとともに、課題が顕在化した場合には早期に支援につなげられるような環境づくりが求められています。

目標・方向性

- (1) 小学生のより豊かな放課後の居場所づくり
- (2) 社会参画の推進に向けた子ども・青少年の成長の基盤づくり
- (3) 課題を抱える青少年を早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (4) 全ての子ども・青少年の成長を見守り、支える地域社会づくり

☆ 指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合	76%（累計）	100%（累計） 【令和3年度】
青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数	676,360 人/年	692,323 人/年

主な事業・取組

- ◆ 放課後児童育成事業
- ◆ プレイパーク支援事業
- ◆ 青少年の地域活動拠点づくり事業
- ◆ 青少年育成に係る人材育成等の取組
- ◆ 子ども・青少年の体験活動の推進
- ◆ 青少年育成に係る広報・啓発の実施

基本施策3 若者の自立支援施策の充実

現状と課題

- ◆ 本市では、15 歳から 39 歳までの若者のうち、ひきこもり状態にある方が約 15,000 人いると推計されています。
- ◆ 貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、無業などの複合的な課題を抱えている青少年・若者は、地域の中で認知されにくく、本人や家族が社会的に孤立しているという状況があります。
- ◆ 本人・家族共に支援機関等に相談できずに抱え込むことで、ひきこもり状態が長期化・深刻化していることが考えられ、早期発見・早期支援することが求められています。
- ◆ ひきこもり等の困難を抱える若者が、生活習慣・学習習慣・コミュニケーション能力などの社会性を身につけることや、本人の特性や得意分野に着目した多様な働き方ができるよう、地域や社会の環境整備を進める必要があります。

目標・方向性

(1) 若者自立支援機関などによる支援の充実

(2) 社会全体で見守る環境づくり

☆ 指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数	1,038 人/年	1,800 人/年
寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数	160 人（累計）	1,830 人（累計）

主な事業・取組

- ◆ 青少年相談センター事業
- ◆ 地域ユースプラザ事業
- ◆ 若者サポートステーション事業
- ◆ 生活困窮状態の若者に対する相談支援事業
- ◆ よこはま型若者自立塾
- ◆ 寄り添い型生活支援事業
- ◆ 身近な地域に出向いた相談等の実施
- ◆ 若者自立支援に係る人材育成、関係機関支援及びネットワーク構築

基本施策4 障害児への支援の充実

現状と課題

- ◆ 本市では、子どもの人口が減少傾向にあるなか、軽度の知的障害児や知的に遅れない発達障害児の増加が顕著になっています。また、地域療育センターの新規利用児も増加しており、その内の約7割が発達障害児となっています。
- ◆ 障害児の通所支援は、ニーズの増大に対応して事業所数が年々増加しており、支援体制の一層の充実が求められています。また、障害児相談支援事業所の不足等により、切れ目のない十分な相談支援体制が確立できていない状況にあります。
- ◆ 医療的ケア児や重症心身障害児が増えており、医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整する体制の構築が求められています。
- ◆ 療育と教育の連携により、一人ひとりの障害の状態や特性に応じた支援を充実させるとともに、乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない一貫した支援が求められています。
- ◆ 幼少期・学齢期から様々な場面で障害のある人たちに会い、つながることで、障害特性や対応などの理解を深めていくことが重要です。

目標・方向性

- (1) 地域療育センターを中心とした支援の充実
- (2) 療育と教育の連携等による切れ目のない支援
- (3) 学齢障害児に対する支援の充実
- (4) 障害児施設の整備と在宅支援機能の強化
- (5) 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活における支援の充実
- (6) 障害への理解促進

☆ 指標

指標	直近の現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
地域療育センターの初診待機期間	3.9 か月	2.6 か月
児童発達支援事業の延べ利用者数 （地域療育センター含む）	245,283 人/年	318,310 人/年
放課後等デイサービスの 延べ利用者数	772,894 人/年	1,080,000 人/年

主な事業・取組

- ◆ 地域療育センター運営事業
- ◆ 障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上
- ◆ 学齢後期障害児支援事業の拡充
- ◆ 障害児入所施設の再整備
- ◆ 医療的ケア児・者等支援促進事業の推進
- ◆ メディカルショートステイ事業の推進
- ◆ 市民の障害理解の促進

基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

現状と課題

- ◆ 子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験がない人が約 75%となっており、将来子どもを産み育てることのイメージが持ちにくくなっています。また、本市では出産する女性の3人に1人が、35歳以上の高齢出産となっています。
- ◆ 若い世代が主体的にライフプランを選択することができるように、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を行うことが重要です。
- ◆ 出産後、約1割の産婦に「産後うつ」が発症すると言われています。産後の母親の心の不調は、子どもの成長発達に重大な影響を与える可能性があります。心の不調を抱える妊産婦を早期に把握するとともに、妊娠期からの適切な支援を行う必要があります。
- ◆ 妊娠期、出産期、新生児期そして乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策を充実させるとともに、地域の子育て支援に関わる人や医療機関等とネットワークを築き、包括的な支援の環境づくりを進めることが重要です。
- ◆ より安心で安全な出産ができる環境づくりや、小児救急医療体制の安定的な運用など、産科・周産期医療、小児医療の充実が求められています。

目標・方向性

- (1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実
- (2) 安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療の充実
- (3) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- (4) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実

☆ 指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2%	98.7%
産婦健康診査の受診率	78.7%	89.0%

主な事業・取組

- ◆ 不妊相談・治療費助成事業
- ◆ 妊娠・出産相談支援事業
- ◆ 妊婦健康診査事業
- ◆ 妊娠届出時の面接（母子保健コーディネーター）
- ◆ 横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実
- ◆ こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ◆ 産婦健康診査事業
- ◆ 育児支援家庭訪問事業

基本施策6 地域における子育て支援の充実

現状と課題

- ◆ 子育てに関して日常的に感じる小さな疑問や困りごとを、気軽に相談し解決できる場を、身近な場所につくることが求められています。
- ◆ 地域での子育て支援の場を利用している親子の割合は増加傾向にあります。場の利用目的として、「子どもとの遊び、子ども同士の交流」に次いで「保護者同士の交流」が多くなっています。妊娠期から保護者同士の仲間づくりを支援することも、子育て支援の役割として求められています。
- ◆ 地域における様々な世代、立場の方に子育て家庭に目を向けてもらい「子育てを温かく見守る地域づくり」を進めていくことが必要です。
- ◆ 地域子育て支援拠点における支援の質の維持・向上に取り組むことが重要です。担い手のスキルアップや担い手同士の連携をはじめ、これまで利用していなかった方にも利用していただけるよう新しい支援方法の検討が必要です。
- ◆ 一時的な預かりニーズに応えることで、子育てに伴う身体的・精神的な負担感の軽減を図ることができる預かりの場の充実が求められています。

目標・方向性

- (1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実
- (2) 地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり
- (3) 地域における子育て支援の質の向上
- (4) 一時的に子どもを預けることができる機会の充実

☆ 指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
地域での子育て支援の場を利用している 親子の割合	44.2%	50.0% 【令和 5 年度】

主な事業・取組

- ◆ 地域子育て支援拠点事業
- ◆ 子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）
- ◆ 地域子育て支援拠点における利用者支援事業
- ◆ 地域子育て支援スタッフの育成
- ◆ 親と子のつどいの広場事業
- ◆ 乳幼児一時預かり事業
- ◆ 横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実
- ◆ 横浜子育てサポートシステム事業

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

現状と課題

- ◆ 国勢調査（平成 27 年度）によると、本市のひとり親家庭は、母子家庭が 22,803 世帯、父子家庭が 3,588 世帯となっています。母子家庭では生活費に関する悩みが多く、父子家庭では家事が十分にできないことや相談相手がいないといった悩みが多い傾向にあります。
- ◆ ひとり親家庭の背景として、DV や児童虐待、疾病・障害などの課題を抱えている場合があり、自立に向けて、個々の家庭の状況に応じた対応が必要になっています。
- ◆ ひとり親家庭の方は社会的に孤立しやすく、ひとりで困難を抱えてしまう傾向にあると言われています。ひとり親同士でつながることで、悩みを共有し不安を解消していくなど、行政による支援だけでなく、民間支援や地域のつながりなどの多面的なアプローチが重要です。
- ◆ ひとり親家庭の方へ支援施策の情報が十分に行き届いていない現状があります。様々な手法を活用し、分かりやすく、身近で利用しやすい情報提供を行う必要があります。
- ◆ 平成 30 年度の DV 相談件数は 4,842 件で全体的には横ばいになっています。国においても DV 対応と児童虐待対応との連携強化が掲げられており、本市においても子どもへの心理的なケアや生活支援、児童相談所と区役所との連携強化を図る必要があります。
- ◆ DV 被害者や生きづらさ・困難を抱える女性やその家族の安全の確保、保護から自立に向けた支援を総合的に行うとともに、関係機関との更なる連携強化が必要です。

目標・方向性

- (1) ひとり親家庭への総合的な自立支援と子どもへのサポート
- (2) DV 被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全・安心の確保、自立支援
- (3) DV 被害者等の支援に関わる職員の資質向上及び体制の強化、啓発等

☆ 指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
支援により就労に至ったひとり親の数	460 人/年	2,300 人（5 か年）
ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数	4,971 人/年	6,000 人/年

主な事業・取組

- ◆ ひとり親家庭等自立支援事業
- ◆ 日常生活支援事業（ヘルパー派遣）
- ◆ 母子・父子家庭自立支援給付金事業
- ◆ 民間活力による支援（ひとり親の自立支援に関する連携協定）
- ◆ 女性相談保護事業
- ◆ DV被害者支援
- ◆ 女性緊急一時保護施設補助事業
- ◆ 母子生活支援施設緊急一時保護事業

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

現状と課題

- ◆ 児童虐待相談対応件数は年々増加しており、平成 30 年度は 9,605 件と過去最多になっています。
- ◆ 児童虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応、発生時の迅速・的確な対応、継続支援等を適切に行える体制の充実や、専門性の高い人材の育成と確保が急務となっています。
- ◆ 児童相談所においては、相談支援体制の強化に向けて、専門職員の確保・育成を進めるとともに、今後のあり方を検討する必要があります。また、児童の権利擁護のため、一時保護所の環境改善や一時保護期間の短縮化に向けた取組みの推進が必要になっています。
- ◆ 区役所における子どもとその家庭への相談支援体制の強化に向け、「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討を行う必要があります。
- ◆ 児童虐待死亡事例のうち、0 歳児が約 6 割を占めています。産後の児童虐待を未然に防止するために、産前・産後の支援の取組強化が必要です。
- ◆ 里親等の家庭養育の推進が求められており、里親や特別養子縁組等の家庭養育に関する制度の認知度を高めるとともに、里親家庭が孤立することがないように関係機関が連携して里親を支援する体制の充実が必要です。
- ◆ 児童養護施設等の退所者に対して、就労・進学支援、生活相談等、安定した生活を送るための様々な支援を計画的に提供する必要があります。

目標・方向性

- (1) 児童虐待対策の総合的な推進
- (2) 児童虐待対応における支援策の充実
- (3) 社会的養護体制の充実
- (4) 児童虐待対応や代替養育に関わる職員等の人材育成と確保

☆ 指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
虐待死の根絶	0 人	0 人
里親等への新規委託児童数	32 件/年	170 件（5 か年）

主な事業・取組

- ◆ 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化
- ◆ 「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討
- ◆ 児童虐待防止の広報・啓発
- ◆ 児童相談所の相談・支援策の充実と人材育成
- ◆ 養育支援家庭訪問事業
- ◆ 子育て短期支援事業
- ◆ 里親等委託の推進
- ◆ 区役所における人材育成

基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進

現状と課題

- ◆ 共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続いています。
- ◆ 男性が育児休業等を取得することを肯定する考え方は多くなっていますが、実際に育児休業を取得した割合は平成 29 年度で 7.2%に留まっており、依然として妻の家事・育児等の負担が大きくなっています。
- ◆ 企業に対してワーク・ライフ・バランスを推進するための働きかけを継続的に行い、その取組を支援していくとともに、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスについて考え実践していくことができるよう、普及啓発やきっかけづくりが必要です。
- ◆ 安心して子育てをしていくためには、保護者だけではなく、社会全体で子どもを育てるという機運を醸成していく必要があります。そのためにも、地域で暮らす人々が、お互いの顔が分かる関係づくり・地域コミュニティづくりを進めていくことが大切です。しかし、「地域社会から見守られている、支えられている」と感じる保護者は、半数程度に留まっているのが現状です。
- ◆ 窒息や転倒・転落、溺れなど、不慮の事故による小児の死亡が報告されています。また、通学中等に子どもが事件・事故に巻き込まれて命を落とす事案が発生しています。子どもや保護者が地域で安全に暮らしていくために、啓発・指導を進めるとともに、危険から子どもたちを守るための取組が必要です。

目標・方向性

- (1) ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方が実現できる環境づくり
- (2) 子どもを大切にする社会的な機運の醸成
- (3) 安全・安心の地域づくり

☆ 指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
よこはまグッドバランス賞 認定事業所数	139 事業所/年	1,170 事業所（5か年）
男性の育児休業取得率	7.2%【平成 29 年度】	13%

主な事業・取組

- ◆ 企業等の認定制度「よこはまグッドバランス賞」
- ◆ 多様で柔軟な働き方等の取組を行う企業に対する支援
- ◆ 共に子育てをするための家事・育児支援
- ◆ 祖父母世代に向けた孫育て支援
- ◆ 「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進
- ◆ 地域における子どもの居場所づくりに対する支援
- ◆ 子どもの事故予防啓発事業
- ◆ 地域防犯活動支援事業

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

- ◆ 本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。
- ◆ 平成30年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の結果や各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を策定します。

1 保育・教育に関する施設・事業

（単位：人）

年度		令和2年度				令和3年度			
給付認定区分※1		3号		2号	1号	3号		2号	1号
年齢		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		6,856	25,354	45,381	45,546	7,131	26,020	46,456	43,796
3歳未満児の保育利用率（量の見込み/0-2歳児児童数）		39.0%				40.9%			
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,030	21,948	45,183	22,696	6,266	22,588	46,303	24,223
	確認を受けない幼稚園※2				25,938				21,007
	地域型保育・横浜保育室	826	3,406	198		865	3,432	153	
	計	6,856	25,354	45,381	48,634	7,131	26,020	46,456	45,230

年度		令和4年度				令和5年度			
給付認定区分※1		3号		2号	1号	3号		2号	1号
年齢		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		7,406	26,686	47,531	40,526	7,681	27,352	48,606	37,621
3歳未満児の保育利用率（量の見込み/0-2歳児児童数）		42.6%				44.2%			
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,484	23,097	47,398	23,855	6,719	23,780	48,518	22,980
	確認を受けない幼稚園※2				17,971				15,442
	地域型保育・横浜保育室	922	3,589	133		962	3,572	88	
	計	7,406	26,686	47,531	41,826	7,681	27,352	48,606	38,422

年度		令和6年度			
給付認定区分※1		3号		2号	1号
年齢		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		7,941	28,007	49,683	35,014
3歳未満児の保育利用率（量の見込み/0-2歳児児童数）		45.7%			
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,911	24,229	49,595	21,717
	確認を受けない幼稚園※2				13,297
	地域型保育・横浜保育室	1,030	3,778	88	
	計	7,941	28,007	49,683	35,014

※1 「給付認定区分」

1号：3歳から小学校就学前であって保育の必要性がない子どもに相当するもの

2号：3歳から小学校就学前であって保育の必要性がある子どもに相当するもの

3号：満3歳未満であって保育の必要性がある子どもに相当するもの

※2 「確認を受けない幼稚園」：私学助成により運営する幼稚園

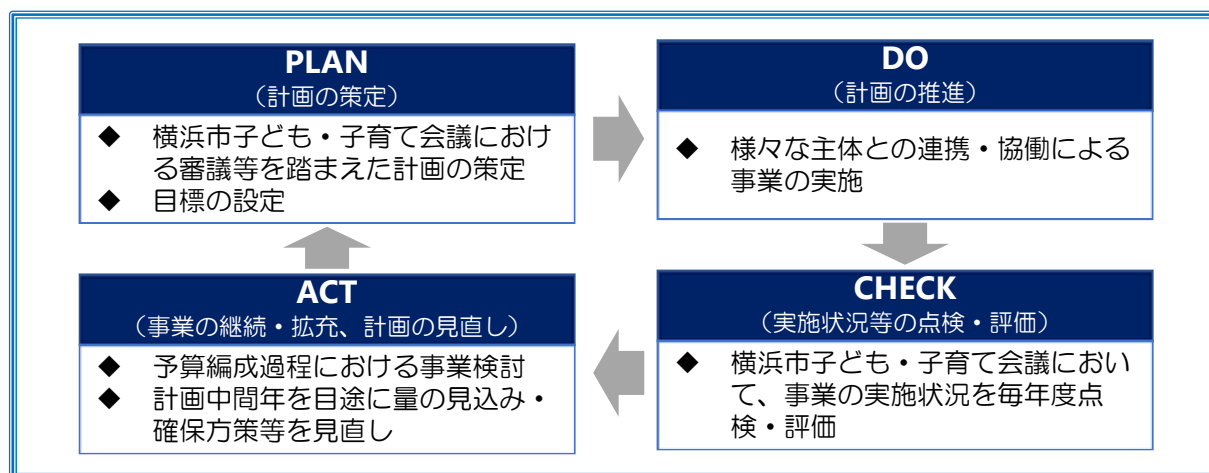
2 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業区分	本市事業		単位	上段:量の見込み、下段:確保方策				
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診断事業		延べ受診回数 (回/年)	332,291	330,662	329,029	327,396	325,766
				332,291	330,662	329,029	327,396	325,766
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業		訪問件数 (件/年)	25,117	24,872	24,728	24,642	24,579
				25,117	24,872	24,728	24,642	24,579
			訪問率 (%)	94.7%	95.0%	95.4%	95.8%	96.1%
				94.7%	95.0%	95.4%	95.8%	96.1%
子育て短期支援事業	ショートステイ		延べ利用者数 (人/年)	773	802	831	860	889
				773	802	831	860	889
	トワイライトステイ		延べ利用者数 (人/年)	5,918	6,390	6,863	7,336	7,809
				5,918	6,390	6,863	7,336	7,809
	母子生活支援施設緊急一時保護事業		延べ利用世帯数 (世帯/年)	92	92	92	92	92
				92	92	92	92	92
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数 (回/年)	4,072	4,280	4,528	4,784	5,088
				4,072	4,280	4,528	4,784	5,088
		ヘルパー	延べ実施回数 (回/年)	2,418	2,572	2,731	2,857	2,952
				2,418	2,572	2,731	2,857	2,952
	養育支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数 (回/年)	3,730	4,040	4,349	4,659	4,968
				3,730	4,040	4,349	4,659	4,968
		ヘルパー	延べ実施回数 (回/年)	8,256	8,946	9,639	10,323	11,016
				8,256	8,946	9,639	10,323	11,016
	要保護児童対策地域協議会		検討会議件数 (件/年)	1,848	1,905	1,954	2,013	2,067
				1,848	1,905	1,954	2,013	2,067
病児保育事業	病児保育事業		実施箇所数 (か所)	29	29	29	29	29
				26	29	29	29	29
利用者支援に関する事業	横浜子育てパートナー		実施箇所数 (か所)	27	27	27	27	27
				23	24	25	26	27
	保育・教育コンシェルジュ		実施箇所数 (か所)	18	18	18	18	18
				18	18	18	18	18
	母子保健コーディネーター		実施箇所数 (か所)	18	18	18	18	18
				18	18	18	18	18
時間外保育事業	延長保育事業(夕延長)		利用者数 (人/月)	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
				6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
放課後児童健全育成事業	放課後キッズクラブ(一部)、放課後児童クラブ		登録児童数(人)	26,260	27,338	28,416	29,494	30,563
			定員数(人)	26,260	27,338	28,416	29,494	30,563
地域子育て支援拠点事業	・ 地域子育て支援拠点 ・ 親と子のつどいの広場 ・ 保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場 ・ その他(非常設の親子の居場所:子育て支援者、保育所子育て広場(非常設)、幼稚園はまっ子広場(非常設)、子育てサロン)		延べ利用者数 (人/月)	70,381	74,157	77,933	81,709	85,485
				70,381	74,157	77,933	81,709	85,485
一時預かり事業、子育て援助活動支援事業	幼稚園での預かり保育(1号)		延べ利用者数 (人/年)	287,548	287,717	287,887	288,057	288,227
				287,548	287,717	287,887	288,057	288,227
	幼稚園での預かり保育(2号)		延べ利用者数 (人/年)	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580
				1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580
	その他 ・ 保育所での一時保育 ・ 横浜保育室での一時保育 ・ 乳幼児一時預かり ・ 親と子のつどいの広場での一時預かり ・ 横浜子育てサポートシステム ・ 24時間型緊急一時保育 ・ 休日一時保育		延べ利用者数 (人/年)	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
				331,169	348,006	364,843	381,680	398,517

第6章 計画の推進体制等について

1 計画の点検・評価

- ◆ 本市では、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「横浜市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議しています。
- ◆ 子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、子ども・子育て会議で、毎年度計画の実施状況について点検・評価を行っています。



2 様々な主体による計画の推進

- ◆ 「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、あらゆる担い手に、子ども・子育て支援や青少年育成を社会全体の課題としてとらえ、取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と幅広く連携しながら計画を推進していきます。

3 人材の確保・育成の推進

- ◆ 計画の推進に当たっては、子ども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも併せて取り組み、更なる支援の充実を進めていきます。

4 情報発信や情報提供の推進

- ◆ 支援が必要な人に必要な情報や支援を届けるために、各事業の充実に加えて、情報発信・提供等の観点も踏まえながら計画を推進していきます。

「第２期横浜市子ども子育て支援事業計画」
素案についての意見記入用紙

- ご意見の種類にチェックをつけてください。☑
- | | | |
|---|--------------------------------|--------------------------------|
| ☐ 本市の目指すべき姿と基本的な視点 | | |
| ☐ 基本施策1 | ☐ 基本施策2 | ☐ 基本施策3 |
| ☐ 基本施策4 | ☐ 基本施策5 | ☐ 基本施策6 |
| ☐ 基本施策7 | ☐ 基本施策8 | ☐ 基本施策9 |
| ☐ 量の見込み・確保方策 | | ☐ その他 |

- ご意見をお書きください。

This image shows a blank sheet of white paper designed for handwriting practice. It features ten horizontal blue ruling lines spaced evenly down the page. A single vertical red dashed line runs along the left edge, creating a narrow margin. The paper is otherwise completely empty of any text or markings.

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案に関するパブリックコメント

市民のみなさまのご意見を募集します

募集期間：令和元年10月17日（木）から令和元年11月15日（金）まで

ご意見は、①郵送、②FAX、③電子メールのいずれかの方法でお寄せください。

宛先／横浜市子ども青少年局企画調整課

素案の詳細は、ホームページをご覧ください。

横浜市子ども・子育て支援事業計画

検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/newplan.html>

①郵送

下記のハガキ（切手不要）

②FAX

045-663-8061

③電子メール

kd-iken@city.yokohama.jp

提出にあたっては、次のことをご記入ください

- ①氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名、担当者名）
- ②年齢、③住所、④ご意見

ご留意いただきたいこと

- 頂いたご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方をとりまとめ、後日、公表します。個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- 電話でのご意見は受け付けておりませんので、ご遠慮ください。
- この意見募集でお寄せいただいたご意見は、内容を検討の上、「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」の策定の参考に利用させていただきます。
- 氏名及び住所は、責任あるご意見を求める趣旨により記載いただいています。
なお、ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス・FAX番号等の個人情報は、『横浜市個人情報の保護に関する条例』の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

今後のスケジュール（予定）

- 令和元年12月 パブリックコメントの結果公表
- 令和2年3月 計画策定

お問い合わせ・ご意見の提出先

横浜市子ども青少年局企画調整課

住所：〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話：045-671-4281

FAX：045-663-8061

電子メール：kd-iken@city.yokohama.jp

キリトリ線

郵便はがき

231-8790

017

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

5420

差出有効期間

令和元年
11月15日まで
（切手不要）

横浜市中区港町1-1
横浜市子ども青少年局
企画調整課 行

キリトリ線



■氏名	■年齢
■企業・団体名・部署名（企業・団体の方はご記入ください）	
■住所（〒 - ）	